

第8回豊岡市農業委員会総会（定例会）議事録

令和2年10月23日（金）

（豊岡稽古堂交流室）

午後1時30分開会

議事日程

諸報告

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 11番 中島 覚 委員
12番 西沢 泰裕 委員
- 日程第2 会期の決定 10月23日 1日間
- 日程第3 報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 第47号議案 農地転用許可条件の変更承認申請審議について
- 日程第5 第48号議案 農地法第3条の規定による許可申請審議について
- 日程第6 第49号議案 農地法第4条の規定による許可申請審議について
- 日程第7 第50号議案 農地法第5条の規定による許可申請審議について
- 日程第8 第51号議案 農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について
- 日程第9 第52号議案 農地法第5条第1項第8号の規定による協議について
- 日程第10 第53号議案 豊岡市農地改良に係る事務処理要綱第2条第1項の規定に基づく農地改良届出書受理について
- 日程第11 第54号議案 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第12 第55号議案 農地移動適正化あっせん事業の要請について

出席委員（19名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 瀧下 康徳 | 2番 | 森田 強 |
| 3番 | 平野 薫 | 4番 | 宮岡 正則 |
| 5番 | 平峰 英子 | 6番 | 石橋 重利 |
| 7番 | 栗原 安信 | 8番 | 上坂 定 |
| 9番 | 井谷 勝彦 | 10番 | 和田 敏明 |
| 11番 | 中島 覚 | 12番 | 西沢 泰裕 |
| 13番 | 大坪 豊 | 14番 | 高尾 利美 |
| 15番 | 大谷 均 | 16番 | 仲川 弘之 |
| 17番 | 原 清美 | 18番 | 村田 憲夫 |
| 19番 | 大原 博幸 | | |

欠席委員（0名）

事務局出席職員職氏名

事務局長……………丸 谷 祐 二 事務局次長……………上 阪 善 晴
主幹兼係長……………古 谷 明 仁 主査……………西 田 弥

会長挨拶

○議長（大原 博幸） みなさん、こんにちは。ここ最近めっきり涼しくなりまして、市の方でもエコスタイルから普通のスタイルに変わってきたということがございます。今年の稲作はもう終了し、但馬の作況指数が98ということで、普通ということですがけれども、やや例年の中では良くない方かなという感じはします。しかし、実感としましては昨年よりは良かったかなと。平年に比べたらちょっと落ちるけどというような印象の今年の米づくりではなかったかなと、そんなふうに思っています。それと一番大きな問題だったのは品質が悪かった。ほとんど1等がない。2等ばかりというのが検査結果に出てい るのではないかなと思います。これは特に7月長雨がありまして、8月になっていきなり日照時間が長くなって温度が高くなるというようなことが乳白のあるいは基部未熟こうい ったものの発生に影響を与えたのではないかなとこんなふうに思っております。今後、 こういったような天候は予想されますし、コシヒカリという品種について改めて考える機 会があったのではないかなとそういうふうにいるところでございます。

今日は総会ということでみなさんの農地に関する審議を行っていただきますけれども、月に1回の顔合わせでございます。十分、審議をつくしていただきまして、農地の適正な維持管理に努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。最初の挨拶とさせていただきます。

諸報告

○議長（大原 博幸） 日程に先だち諸報告をします。

欠席・遅刻等の通告委員を報告します。本日は欠席、遅刻等の通告委員はありません。

行政報告

○議長（大原 博幸） それでは、農業委員会にかかる行政報告をいたします。

行政報告については、別紙のとおりとなっておりますのでご清覧ください。

以上で行政報告を終わります。

○議長（大原 博幸） 続いて行政報告に関する質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいまの出席委員数は19名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただ今から第8回豊岡市農業委員会総会（定例会）を開会いたします。

本日の会議に付した事件は、許可条件変更申請案件1件、報告案件1件、許可申請案件17件、証明案件4件、届出書受理案件1件、協議案件3件、合計27件です。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております資料のとおりです。

直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

○議長（大原 博幸） 日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、議長より2名を指名します。

11番 中 島 覚 委員

12番 西 沢 泰 裕 委員

以上の委員をお願いします。

会期の決定

○議長（大原 博幸） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

第8回農業委員会総会（定例会）は、本日1日限りにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。

よって第8回総会（定例会）は、本日10月23日の1日間と決定しました。

農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（大原 博幸） 日程第3、報告第10号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第10号「農地法第18条第6項の規定による通知について」の報告事項を終わります。

第47号議案、農地転用許可条件の変更承認申請審議について

○議長（大原 博幸） 付議事項に入ります。日程第4、第47号議案「農地転用許可条件の変更承認申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件につき追加説明をお願いします。

現地調査員を代表して、5番 平峰委員、お願いします。

○現地調査員（平峰 英子） 10月14日に事務局2名、6番 石橋委員、5番 平峰の4名で現地確認を行いました。事務局のご報告どおり、特に問題はなかったと思います。

○議長（大原 博幸） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。よって、第47号議案「農地転用許可条件の変更承認申請審議について」は原案のとおり可決されました。

変更承認すべきという意見を付して県知事に進達します。

第48号議案、農地法第3条の規定による許可申請審議について

○議長（大原 博幸） 日程第5、第48号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。現地調査員を代表して、4番 宮岡委員、お願いします。

○現地調査員（宮岡 正則） 10月13日、事務局2名、3番 平野委員、4番 宮岡の4名で現地確認をいたしました。事務局の報告のとおり、特に問題がありませんでしたのでご報告いたします。以上です。

○議長（大原 博幸） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。よって、第48号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」は原案のとおり可決されました。

許可書を発行します。

第49号議案、農地法第4条の規定による許可申請審議について

○議長（大原 博幸） 日程第6、第49号議案「農地法第4条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

現地調査員を代表して、5番 平峰委員、お願いします。

○現地調査員（平峰 英子） こちらも10月14日、事務局2名、6番 石橋委員、5番 平峰の4名で現地確認を行いました。事務局の報告どおり問題はなかったのご報

告いたします。

○議長（大原 博幸） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。よって、第49号議案「農地法第4条の規定による許可申請審議について」は、原案のとおり可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第50号議案、農地法第5条の規定による許可申請審議について

○議長（大原 博幸） 日程第7、第50号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明を必要な案件がありましたらお願いします。

現地調査員を代表して、5番 平峰委員、お願いします。

○現地調査員（平峰 英子） こちらも先ほどと同様10月14日、事務局2名、6番 石橋委員、5番 平峰の4名で現地確認を行いました。事務局の報告どおり特に問題はなかったので報告いたします。

○議長（大原 博幸） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。
お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。
よって、第50号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」は原案のとおりすべて可決されました。
許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第51号議案、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について

○議長（大原 博幸） 日程第8、第51号議案「農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について」を議題とします。
事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。
引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件につき追加説明をお願いします。

現地調査員を代表して、4番 宮岡委員、お願いします。

○現地調査員（宮岡 正則） 13日、同じく4名で現地確認をいたしました。事務局の報告のとおり、特に問題がありませんでしたのでご報告いたします。以上です。

○議長（大原 博幸） これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。
以上で質疑を終結します。
お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。
お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。
よって、第51号議案「農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について」は、原案のとおりすべて可決されました。
証明書を発行します。

第52号議案、農地法第5条第1項第8号の規定による協議について

○議長（大原 博幸） 日程第9、第52号議案「農地法第5条第1項第8号の規定による協議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件につき追加説明をお願いします。

現地調査員を代表して、4番 宮岡委員、お願いします。

○現地調査員（宮岡 正則） 13日、同じく4名で現地確認をいたしました。事務局の報告のとおり、特に問題がありませんでしたのでご報告いたします。以上です。

○議長（大原 博幸） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。

よって、第52号議案「農地法第5条第1項第8号の規定による協議について」は、原案のとおり可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第53号議案、豊岡市農地改良に係る事務処理要綱第2条第1項の規定に基づく農地改良届出書受理について

○議長（大原 博幸） 日程第10、第53号議案「豊岡市農地改良に係る事務処理要綱第2条第1項の規定に基づく農地改良届出書受理について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件につき追加説明をお願いします。

現地調査員を代表して、4番 宮岡委員、お願いします。

○現地調査員（宮岡 正則） 13日、同じく4名で現地確認をいたしました。事務局の報告のとおり、特に問題がありませんでしたのでご報告いたします。以上です。

○議長（大原 博幸） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。

よって、第53号議案「豊岡市農地改良に係る事務処理要綱第2条第1項の規定に基づく農地改良届出書受理について」は、原案のとおり可決されました。

受理書を発行します。

第54号議案、農用地利用集積計画の決定について

○議長（大原 博幸） 日程第11、第54号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。
お諮りします。

本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。

よって、第54号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり可決されました。

「計画書のとおり、農用地利用集積計画を決定する。」旨の決定通知書を送付します。

第55号議案、農地移動適正化あっせん事業の要請について

○議長（大原 博幸） 日程第12、第55号議案「農地移動適正化あっせん事業の要請について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

お諮りします。豊岡市農地移動適正化あっせん事業実施基準第8の（1）に基づく申出がありましたので、あっせんを行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） ご異議なしと認め、あっせんを行うものとします。

お諮りします。本議案における同基準第9の（2）に基づくあっせん候補者については、認定農業者及び豊岡市地域水田農業ビジョンに登録された担い手とし、複数ある場合はその全員をその相手として選定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） ご異議なしと認め、そのように決定します。

同基準第10に基づき、1人以上のあっせん委員を指名し当該あっせん委員をして、あっせんを行うものとします。

暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時30分）

（再開 午後2時37分）

○議長（大原 博幸） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

お諮りします。あっせん委員の指名は、議長より行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） ご異議なしと認め、議長より2名を指名します。

村田憲夫委員、西 登己夫推進委員。以上の委員にお願いします。

それでは、今後の流れについて説明します。

先ほど指名しました2名のあっせん委員により、あっせん候補者名簿に掲載されている候補者の中から選定した相手方を指名し、あっせん会であっせんが成立した場合、これにかかる3条申請については、総会の議案にかけることなく許可書を発行し、後日の報告案件とします。

また、あっせんが不成立となった場合にも、後日の総会における報告案件とします。

○議長（大原 博幸） 以上で、第55号議案「農地移動適正化あっせん事業の要請について」を終わります。

閉会

○議長（大原 博幸） お諮りします。本会に付議された議事はすべて終了しました。

これをもって、本会議を閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。

よって、本会はこれをもって閉会することに決定しました。

これにて、令和2年度第8回豊岡市農業委員会総会（定例会）を閉会します。

午後2時40分閉会